



第14条

【法の下の平等, 貴族の禁止, 栄典】

法の下平等 婚姻・家族

婚外子国籍訴訟

【訴訟】結婚していない日本人の父とフィリピン人の母10組の間に生まれた子ども10人（8～14歳）が、出生後父から認知を受けたことを理由に、法務大臣あてに国籍取得届を出した。しかし、両親の婚姻を要件とする国籍法3条1項の規定を満たしていないとされた。そこで、同規定は不合理な差別で、法の下平等を定めた憲法14条1項に違反するとして、日本国籍を有することの確認を求めた。

【判決】最高裁は2008年、国籍法の規定は憲法14条1項に違反するとし、10人全員に日本国籍を認める判決を下した。

非嫡出子相続分差別違憲判決

【訴訟】結婚していない男女から生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分について、嫡出子（法律婚している夫婦の子）の2分の1とした民法の規定が憲法14条1項の「法の下平等」に反するとしておこされた訴訟。

【判決】2013年、最高裁は婚姻や家族の形態が多様化するなか、民法で定める相続分の区分は不合理な差別にあたり、憲法14条1項に違反するとした。この決定をうけて、民法が一部改正された。